

公 示 書

国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所において、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成29年12月 1日

国土交通省北陸地方整備局

新潟国道事務所長 大江 真弘



1. 対象事業者

国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所において、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者

[自動販売機（飲料）6台] 1事業者

2. 対象施設

国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所

①新潟国道事務所

所在地 新潟市中央区南笹口2-1-65

電 話 025-244-2159

②新潟維持出張所

所在地 新潟市東区紫竹山3-12-2

電 話 025-244-3483

③新発田維持出張所

所在地 新発田市島潟665

電 話 0254-26-0337

④黒埼維持出張所

所在地 新潟市西区善久1072

電 話 025-377-2370

⑤水原維持出張所

所在地 阿賀野市安野町10-5

電 話 0250-62-3100

施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

3. 業務期間

平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

4. 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

5. 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

平成29年12月 1日（金）から平成29年12月15日（金）までの間に、新潟国道事務所総務課において書面により交付する（平日の9時00分から16時まで）。

また、郵送による交付を希望する者は、電話で12月8日（金）までに申し出ること。

6. 申請書等についての個別説明

公示後、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を平成29年12月 1日（金）から12月15日（金）までの9時00分から16時までの間、新潟国道事務所総務課（025-244-2159）において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。

個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

7. 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

8. 参加資格

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- （6）暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

9. 提出書類

(1) 新潟国道事務所における自動販売機（飲料）営業申請書

(2) 添付書類

- ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
- ③ 店舗別営業開始日一覧表
- ④ 過去3年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
- ⑤ 経営規模等調査票
- ⑥ 納税証明書

法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）

個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）

⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）

⑧ 直近3期分の決算書

法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動
計算書

個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類

⑨ 免許が必要な商品を取り扱う場合は当該免許の写し

⑩ 提案書（A4判両面5枚以内）

⑪ 誓約書及び役員名簿

* なお、詳細については個別説明時に行う。

10. 申請書の提出期限、場所及び方法

平成29年12月26日（火）16時までに新潟国道事務所総務課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

11. 営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

12. その他

- (1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長は、提出された申請書及び資料を審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

問い合わせ先：新潟市中央区南笹口2-1-65

新潟国道事務所総務課建設専門官

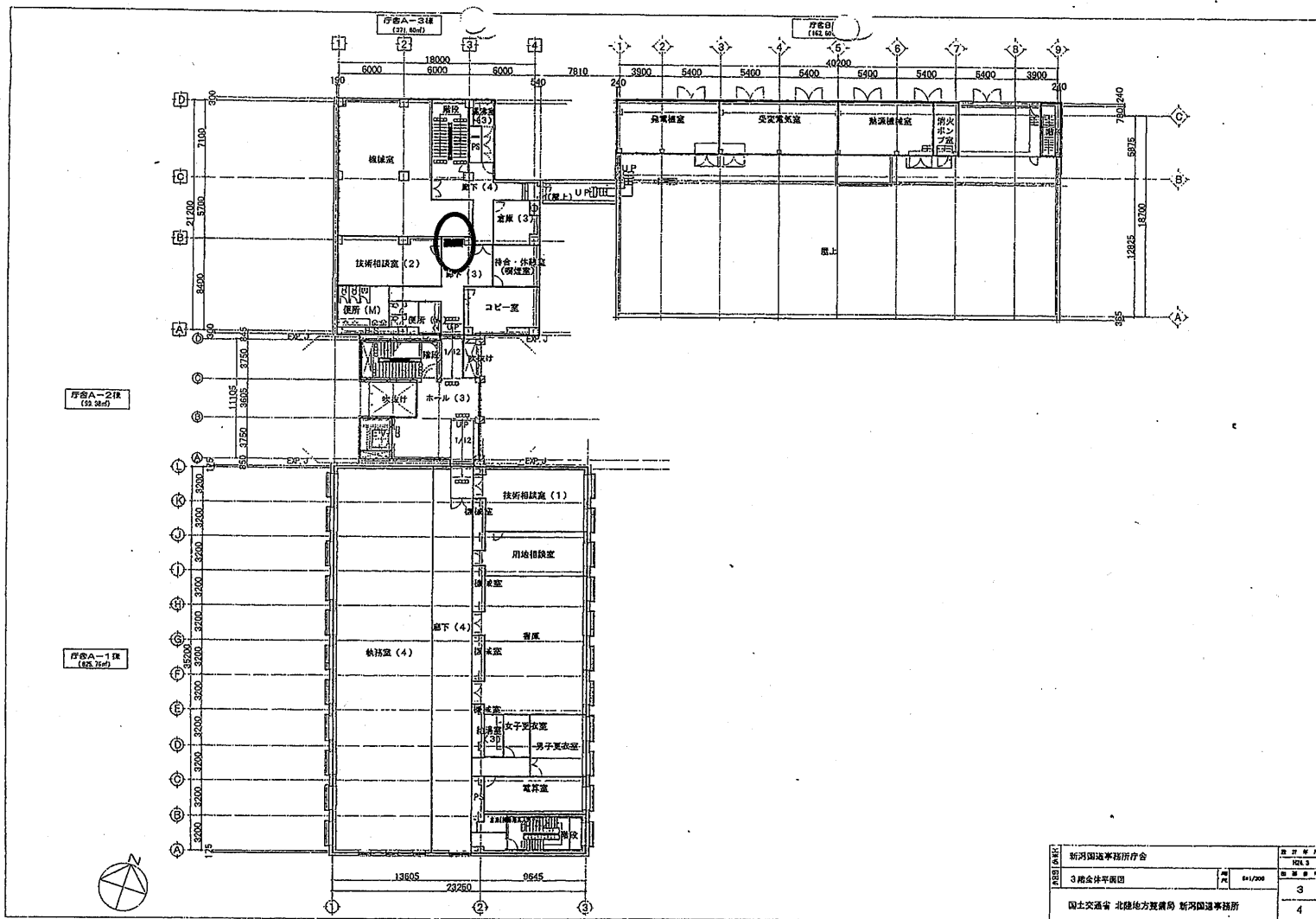
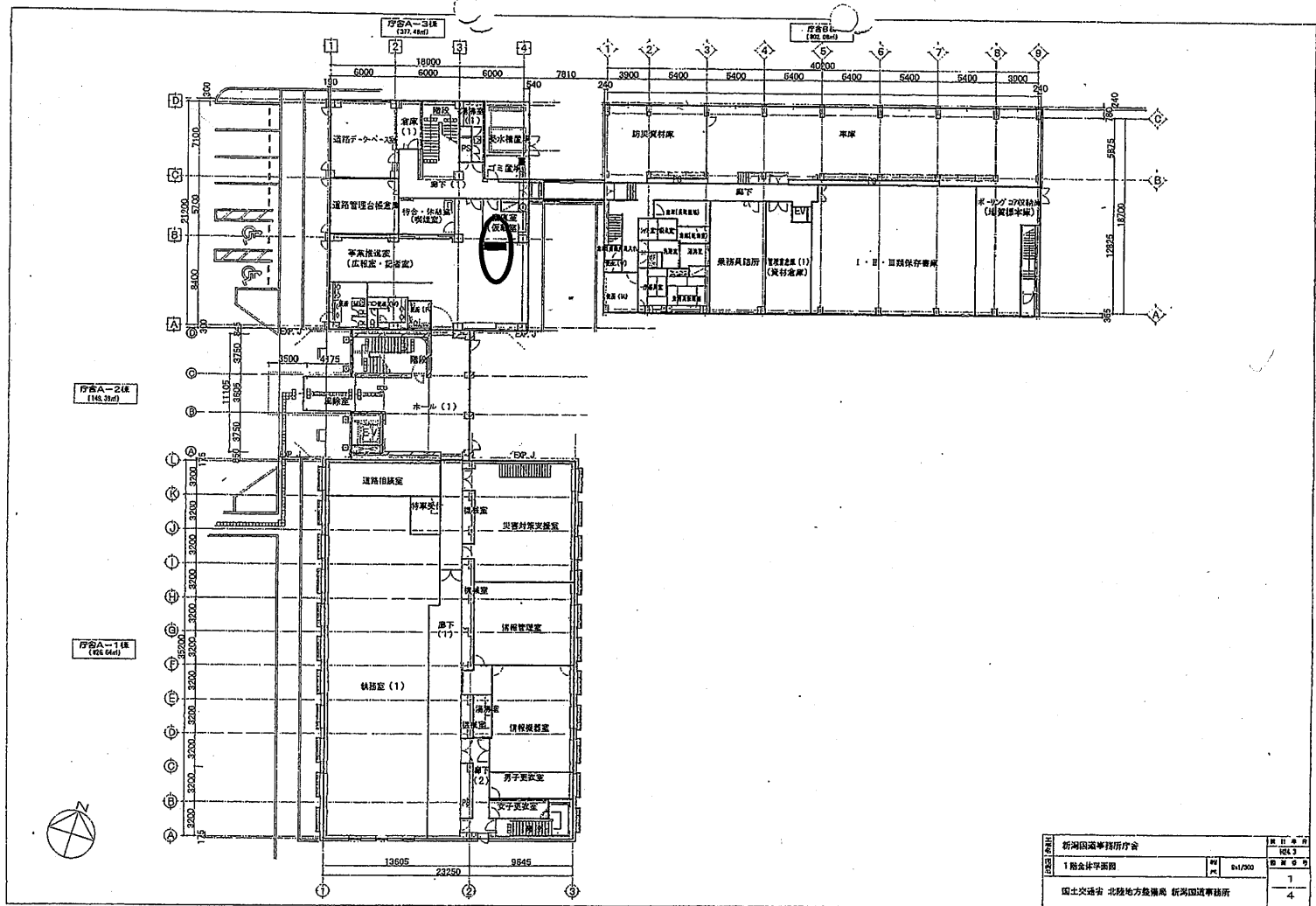
電話025-244-2159

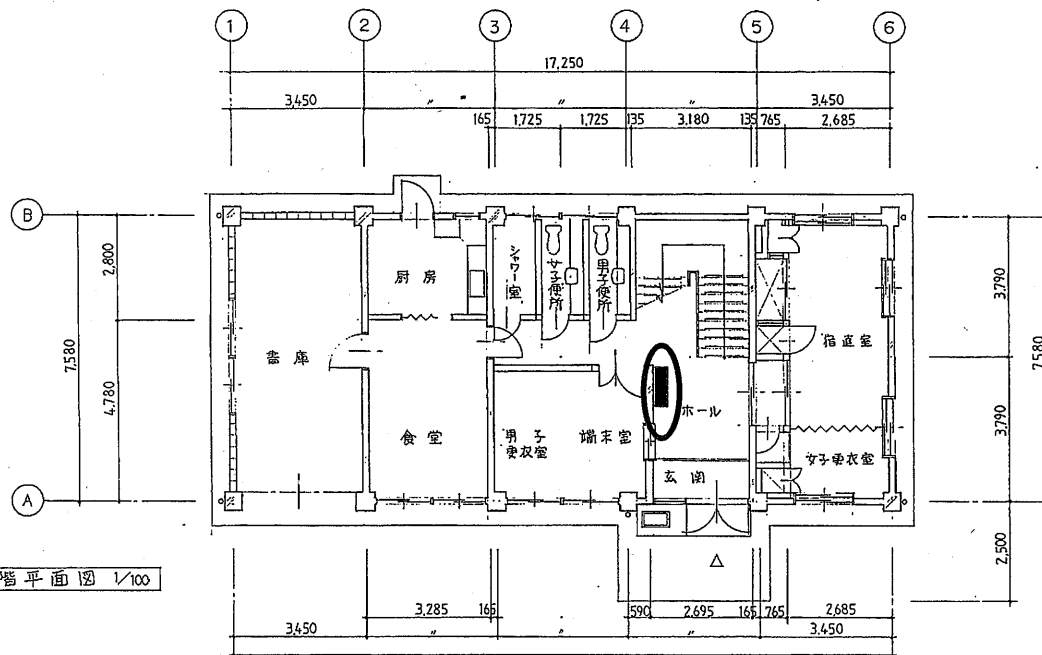
施 設 概 要

番号	施設名	所在地	庁舎利用者数 (想定数)	設置台数	設置場所	使用面積	使用料の目安額 (年額)(円/㎡) (税込)
1	新潟国道事務所	新潟市中央区南笹口2-1-65	150人	1台	1階	1.7㎡	10,400
				1台	3階	1.7㎡	
2	新潟維持出張所	新潟市東区紫竹山3-12-12	15人	1台	1階	1.3㎡	10,400
3	新発田維持出張所	新発田市島潟665	15人	1台	1階	1.3㎡	1,857
4	黒埼維持出張所	新潟市西区善久1072	15人	1台	1階	1.3㎡	10,400
5	水原維持出張所	阿賀野市安野町10-5	15人	1台	1階	1.3㎡	7,025
	合計		210人	6台		8.6㎡	

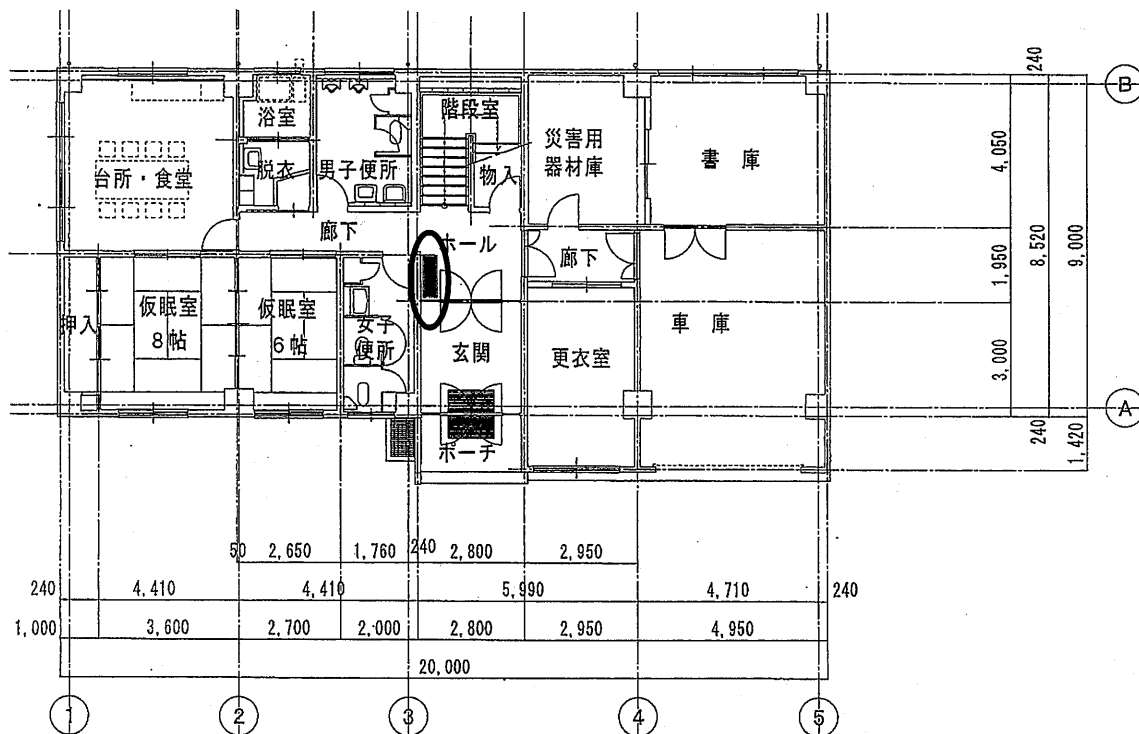
・電力 100V

・別紙平面図参照

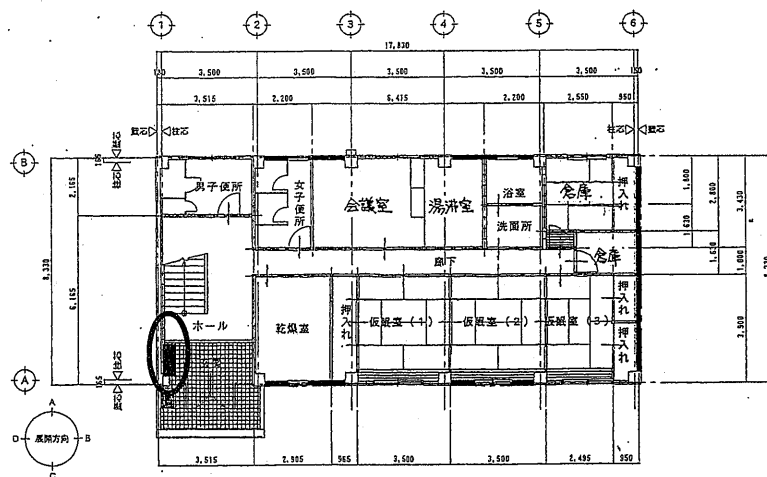
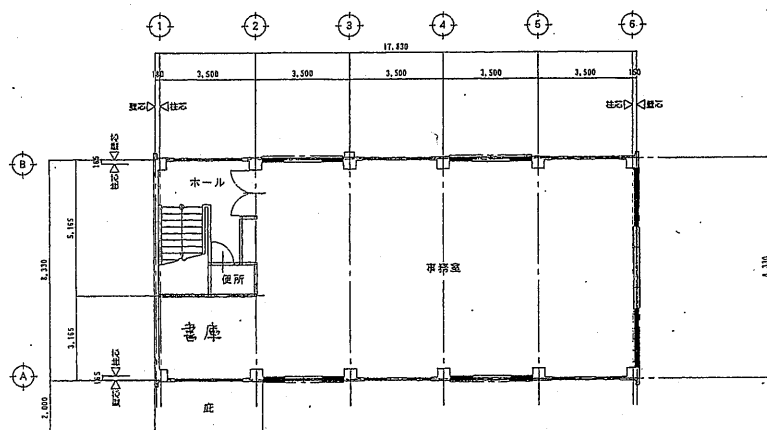
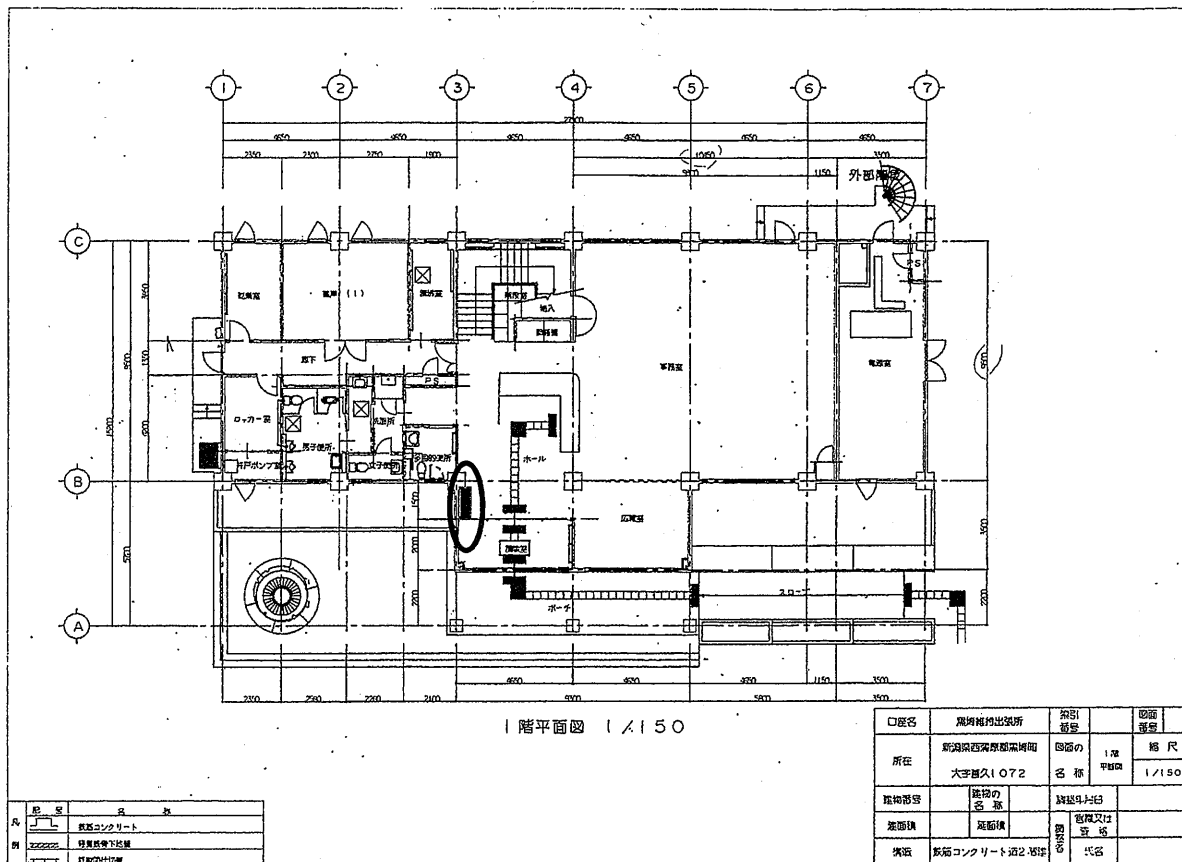




記号	名称					口座名	新潟維持出張所	図引	46	番号	5
例	鉄筋コンクリート					所在	新潟市中央山3丁目12-2	図面の名称	平面図	縮尺	1/100
	木造下地壁					建物番号	1	図中の名称	片倉	調査年月日	
	コンクリートブロック壁					延面積	130.77	延面積	261.17	調査又は設計	
	オーバーヘッドドア					構造	鉄筋コンクリート2階建	調査氏名			



口座名	新潟維持出張所	図引		番号	
所在	新潟県新潟市大平島665	図面の名称	平面図	縮尺	1/100
建物番号	1	図中の名称	出張所	調査年月日	平成 年 月
延面積	191.22m2	延面積	371.22m2	調査又は設計	
構造	鉄筋コンクリート造	調査氏名			



口番名	階層	図面番号	図面
所在	新潟県新潟市東区	1072	1/150
建物番号	新潟県新潟市東区	1072	1/150
建物名	新潟県新潟市東区	1072	1/150
建設	新潟県新潟市東区	1072	1/150

図	記	説
1	図	図面コンクリート
2	図	図面コンクリート
3	図	図面コンクリート
4	図	図面コンクリート
5	図	図面コンクリート
6	図	図面コンクリート
7	図	図面コンクリート

図	記	説
1	図	図面コンクリート
2	図	図面コンクリート
3	図	図面コンクリート
4	図	図面コンクリート
5	図	図面コンクリート
6	図	図面コンクリート
7	図	図面コンクリート

営 業 条 件(自動販売機 飲料)

項 目	営 業 条 件
施設の目的	新潟国道事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生 の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービス提供のための施設である。
営業開始予定日	平成30年4月1日
営業日	通年とする
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、受託者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は平成31年3月31日までとするが、委託者が認めた場合は5年に限り更新 ができるものとする。
報告事項等	契約書(案)による。
提供価格	標準小売価格より安価であること。
庁舎への出入り等	庁舎管理規則に従うものとする。
営業時間	24時間
サービス方法	自動販売機による販売とする。
精算方法	原則現金払いとする。
メニュー	お茶、コーヒー、紅茶、ジュース等の缶飲料、ペットボトル飲料を提供することとし、常に 不足の無いよう補充すること。 銘柄については、委託者の要望に応じるよう努めること。
備品類	自動販売機等その他運営上必要な備品類については、受託者が用意すること。 備品類の修理及び更新等は、受託者において行うものとする。
消耗品類	運営上必要な消耗品類については、受託者が用意すること。
国有財産使用料	使用料は選定者より提案された額とする。(ただし、国が算定する使用料の目安額 以上の額とする。「別紙1施設概要」参照。) また、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。 なお、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託者が行うもの とする。 電気料については、応分の負担が必要となる。自動販売機毎に電気メーターを設置し、 使用量が確認できるようにすること。なお、電気料の支払方法については別途指示する。 自動販売機には、地震時に備え転倒防止装置を講ずること。 空き缶等の回収箱を設置し、適時回収すること。 設置可能面積として空き缶等回収箱、転倒防止装置等を含め、「別紙1施設概要」記載 の面積程度を予定している。

営業条件に係る補足説明事項

①	自動販売機経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
②	営業に当たっては法令及び規則を遵守すること。
③	営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④	事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤	設備及び物品の善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。
⑥	営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする こと。
⑦	契約期限は平成31年3月31日までとし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものと するが期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑧	営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。